



令和六年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町大城字平木場一七二四の一、一七二五から一七二七まで、一七三二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平木場一七二五から一七二七・一七三二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県情報ハイウェイ運用保守管理業務委託
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県DX・情報政策推進統括官
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年四月一日
- 四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社デジタルライアンス

(二) 住所 山梨県甲府市北口二丁目十二番一号

五 契約金額 一億三百二十五万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県が整備した光ファイバ網貸付契約の相手方であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 令和六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和六年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五九六・六六ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八二・五八ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一〇二・七三ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇六・七八ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六九五・〇六ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・一七ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、一〇二・四〇ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	四五八・六八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二五・一九ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一八・七二ヘクタール

相模川中流水源かん養保安林  
相模川中流土砂流出防備保安林  
相模川上流水源かん養保安林  
相模川上流土砂流出防備保安林

一、〇七二・二九ヘクタール  
一四一・六七ヘクタール  
一一六・七七ヘクタール  
一五九・六七ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番